

「南丘小 新型コロナウイルス対策のためのガイドライン」

(1) 趣旨

これまで、大阪府は地域の感染レベル2でしたので、6月1日～12日を「スタートアップ期間」と位置づけ、学校における感染及び拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、完全再開に向けて、段階的に教育活動等を実施してきました。6月15日より地域の感染レベルが1になりましたので、学校は完全再開しますが、具体的な教育活動における感染症予防対策は文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」と大阪府が作成した「学校園における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～」を参考に実施していきます。尚、このガイドラインは文部科学省や大阪府及び豊中市のマニュアルや通知文により作成していますので、指示事項の変更があれば随時変更していきます。

○地域の感染レベルと「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

○感染症対策のポイント

「感染源を絶つ」・「感染経路を絶つ」・「抵抗力を高める」

「密閉」・「密集」・「密接」

学校の新しい生活様式「南丘小の5つの約束」(学校だより・HP参照)の徹底

(2) 登校日

通常登校とし、時間割通りの授業を実施します。時程についても通常通りとします。尚、本年度より少し時程を変更し、下校時刻が早くなっています。(開門は始業30分前)

(3) 登下校の安全確保及び感染及び拡大のリスク軽減

本校には650人の児童が在籍しています。児童は、学校の東側にある遊歩道を通学路として、東門から登下校しています。安全上の観点からは利点も多いのですが、一定時間密集することから感染症の拡大のリスクは大きいです。従いまして、登校を分散させるため、当面の間4、5、6年生は8時15分を、低学年は8時25分を目途に登校願います。

(但し、8時30分までに登校したら、遅刻扱いにはなりません)下校については、通常通りとなります。

(4) 保健管理体制

学校医と学校薬剤師と連携した保健管理体制「コロナ対策委員会」を構築します。新型

「様々な教育活動における措置」

- ①理科室などの特別教室においても、児童間の距離を約1m取るなど配慮します。理科の実験や家庭科の調理実習、音楽の合唱やリコーダー演奏等、リスクの多い活動については可能な限りの対策を行い実施します。その際、学習する机や道具を共有する場合は授業後の手洗いを徹底します。(別紙①大阪府提供資料)
※できるだけ、友達との共有を避けるため、児童間の貸し借りはしません。
- ②給食は、衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食を行います。当面の間、机を向かい合わせにせず、会話を控えながら食べます。配膳された給食は減らしません。また、おかわりは教職員がします。歯磨きは実施しません。
- ③清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、手洗いを行うようにします。但し、トイレ清掃においては、床は水を流さずモップ等で拭くようにし、便器等は放課後に教職員が清掃・消毒をします。
- ④学校図書館は、当面の間「貸出・返却」「リクエスト」の活用のみとし、図書館での授業や読書等は実施しません。返却された本は一定期間放置したのち貸出をします。
- ⑤休み時間については教室や運動場等の密集を避けるため、朝、業間、昼休みに運動場で遊ぶ人数を制限します。また、遊具や遊び道具を共有した場合は、手洗いを徹底します。当面の間、互いの体が接触するような遊びは控えます。
- ⑥健康診断等の実施は校内で実施できるのは1学期に、学校医などの診察が必要なのは2学期に実施します。また、保健室は、通常の機能を果たすけがの手当てなどを行うところとし、風邪症状や発熱がある児童については別教室で対応します。
- ⑦体育等の着替えに使用する更衣室は、当面の間使用しません。教室にて、男女時間を分けて更衣します。

(6) 1学期の行事予定

6月	今年度、水泳指導は行いません。 22日～26日 個人懇談は中止 (尚、相談等があれば担任に申し出てください。)
7月	1～3日 5年 林間学舎は延期(8月30日、31日、9月1日) 8日 校外児童会 中止 14日 緊急引き渡し訓練 中止 27日 子ども夏祭り中止
8月	未定 短縮授業 7日 1学期終業式 24日 2学期始業式

(7) その他

- ①本校において、児童や教職員、またはその家族等が発症した場合の対応は豊中市教育委員会が作成しているマニュアルにそって対応します。(別紙② 別紙③豊中市提供資料)
 - ②個別に対応が必要な児童や感染不安等で心配な場合は早めに担任に相談ください。
- ※地域感染レベルが1になる予定で作成しましたが、まだ通知はありません。しかし、学校は完全再開されますので、このガイドラインにより運営いたします。

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

<凡例> ★★★…感染症対策を講じてもなお感染のリスクが**特に高い**学習活動
 ★★…感染症対策を講じてもなお感染のリスクが**高い**学習活動
 ★…リスクの**低い**活動 (※1 各段階の具体例は下部に例示)

1. 各教科等について

	「★★★」の活動	「★★」の活動	「★」の活動
レベル3地域	実施しない	実施しない	十分な感染対策を行った上で実施
レベル2地域	実施について慎重に検討	可能な限り感染症対策を行った上で リスクの低い活動から徐々に実施する	
レベル1地域	下表※1を参照して可能な範囲で実施する		

※1 各段階の活動場面の具体例及び改善策や感染症対策について

	<★★★> 感染症対策を講じてもなお 感染リスクが 特に高い 学習活動	<★★> 感染症対策を講じてもなお 感染リスクが 高い 学習活動	改善策や感染症対策 <★> リスクが 低い 学習活動へ
各教科 共通	●児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 ●近距離で一斉に大きな声で話す活動		◎一定の距離を保ち、同じ方向を向いて活動する ◎音量を落として、静かに話す（静かに聴く） ◎意見を言う際は、ハンドサインなどで静かに手を挙げる
理科	特記事項なし	●児童生徒が近距離で活動する実験や観察 ・理科室の4人1組の机で植物のつくりなどの観察をしたり、実験したりして、その場で声にだして意見交流をする活動	◎実験器具の使用前後の消毒や、実験前後の手洗いを徹底する ◎植物の観察などは、できるだけ 屋外で実施 する ◎教室で 全員が前を向いた状況 で、動画や写真などを活用して観察し、意見交流を行う
音楽	●室内で児童生徒が近距離で行う合唱や、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の 管楽器演奏		◎楽器の使用前後の消毒や、授業前後の手洗い・うがいを徹底する ◎換気を徹底した状態の広い空間で、 身体的距離を確保 して合唱する ◎打楽器や弦楽器などを使って、 発声や呼吸を伴わない演奏やリズム学習 などを行う
図工・ 美術	●児童生徒が近距離で活動する 共同制作 ・同じ材料や用具を消毒しない状態で、子ども同士が頻繁に共有するような活動	●児童生徒が近距離で活動する鑑賞の活動 ・グループで1つの作品に近づいて、声を出して意見交流する活動	◎はさみやのりなどの用具は、 個人のものを持参 して使用する ◎作品画像をプロジェクターやモニターに拡大して映し、 全員が前を向いた状態 で意見交流を行う
家庭科	●家庭科室の4人～6人1組の調理台で活動する 調理実習		◎用具の使用前後の消毒や、実習前後の手洗いや手指消毒を徹底する ◎役割を分担し、身体的距離をそれぞれ保ち活動する
外国語 外国語活動	●児童生徒が近距離で ペアやグループ となって コミュニケーション をとる活動	●ハイタッチなどの 身体的接触	◎教室内で自由に行き来してコミュニケーションをとる活動は控え、自席で 立ったまま身体的な距離を確保 してペアワークをする
体育	●児童生徒が 密集する運動 ・サッカーやバスケットボール等の接触する可能性の高い対人プレー ・隊列を組んでのランニング ●近距離で組み合ったり接触したりする運動 ・ペア等で行う準備運動や整理運動 ・柔道の対人稽古 ・複数人で接触を伴い表現する運動		◎器具や用具の消毒や授業前後の手洗いを徹底する ◎ルールを工夫し、接触が少なくなるようにしてサッカーやバスケットボールを行う ◎ランニング時には、身体的な距離を確保する ◎掛け声や競技中の声援などの発声は可能な限り控える 体育の授業についての詳細は、資料11を参照すること ※水泳を含む

※資料11はガイドラインには載せていません。(南丘小 記述)

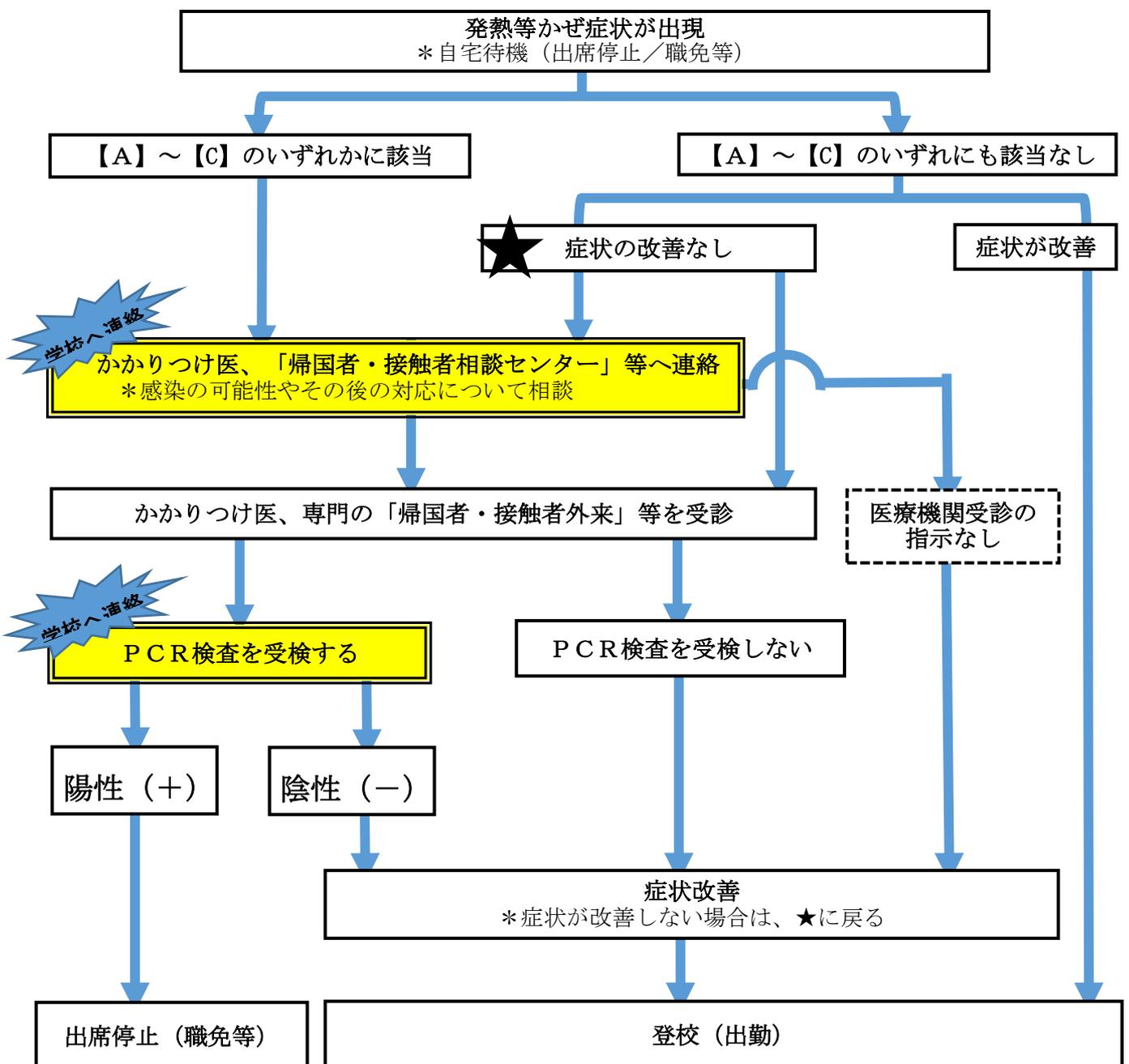
なお、支援学級等における自立活動については、教職員と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた感染症対策について

「対話的な学び」とは・・・ 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること	対話的な学びとは、学習形態を指すものではありません	→	ノートや付箋、ICT機器(タブレット)などを利用して、自分の 意見を書いて伝え合う こともできます
	グループやペア活動等の話し合い活動だけではありません		国語の文学作品や美術の作品を鑑賞して、作者の考えを想像しながら行う「 作者や作品との対話 」も含まれます
			前時までの学びを確認したり、振り返ることで、 過去の自分と対話 し、自己の考えを深めたりすることもできます

- 以下について、学校長は児童生徒の保護者及び教職員に対し周知する。
 - 1.相談の目安【A】～【C】のいずれかに該当する場合、すぐに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」・かかりつけ医等に連絡・受診をする。その際は、速やかに学校へも連絡をする。
 - 2.専門の「帰国者・接触者外来」等でPCR検査を受けることになった場合、速やかに学校に連絡する。
 - 3.PCR検査の結果が判明したら、速やかに学校へ連絡をする。
- 上記2の連絡を受けた際の学校の対応は、別紙2（本マニュアルP9）へ。

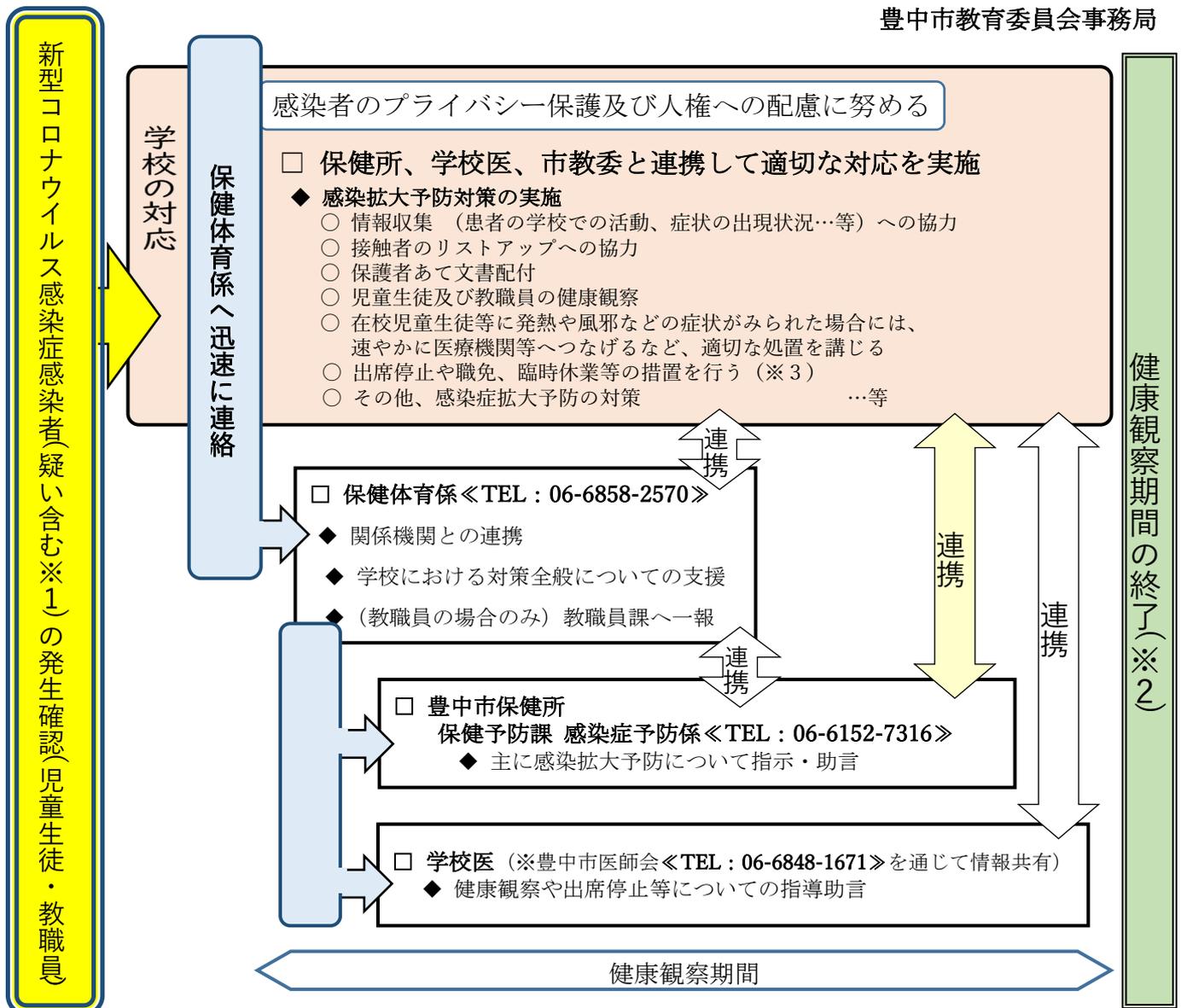
*かぜ症状の例：発熱、せき、息苦しさ、強いだるさ、のどの痛み、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、味覚・臭覚の異常など



児童生徒及び教職員における 新型コロナウイルス感染症感染者（疑い含む）発生時の対応

別紙 3

豊中市教育委員会事務局



- ※1 『疑い』とは：○同居者に新型コロナウイルスへの感染が判明するなどして、児童生徒や教職員本人が濃厚接触者と認定された場合。
○専門の帰国者・接触者外来等にてPCR検査検査果待ち等、確定していない段階。
- ※2 健康観察期間等は保健所の指示に従う。
- ※3 学校長は、安全を最優先に考え、児童生徒や教職員について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等には当該児童生徒や教職員を出席停止または自宅待機（職免等）とする。

- (1) 児童生徒や教職員**本人**の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合
 - 《期間》○ 感染が判明・・・治癒するまで
 - 濃厚接触者と認定・・・感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
- (2) 児童生徒や教職員**本人**に発熱等かぜ症状がみられる場合
 - 《期間》○ 帰国者・接触者相談センター等へ連絡の場合
 - ・ PCR検査を受検していれば・・・（陰性の場合）医師等の指示による（陽性の場合）(1)の期間
 - ・ 医療機関受診の指示があれば・・・医師等の指示による
 - ・ 医療機関受診の指示がなければ・・・症状が治るまで
 - 帰国者・接触者相談センター等へ連絡しない場合・・・症状が治るまで
- (3) 児童生徒や教職員の**同居者**が濃厚接触者と認定、または発熱等かぜ症状がみられる場合
 - 《期間》○ 濃厚接触者と認定・・・保健所に指示された期間
 - 発熱等かぜ症状がみられる・・・(2)に準じる